

令和8年度あいサポート運動推進事業提案書作成要領

この要領は、令和8年度あいサポート運動推進事業を委託するに当たり、総合的な審査により受託者を選定することを目的とし、公募型プロポーザル参加者が提案書を作成するために必要な事項を定めるものである。

公募型プロポーザル参加者は、公告、「公募型プロポーザル説明書」及び「仕様書」を確認の上、この要領により必要な書類を提出するものとする。

1 提出書類

- (1) 提案書提出届（別記様式1号）
- (2) 提案書（別記様式2号）
- (3) 見積書（別記様式3号）
- (4) 提出部数

提案書一式：正本1部、副本5部

2 作成要領

(1) 様式等

- ア 提案書類は、原則として、A4版・両面使用、縦置き横書き（横綴じ）とすること。
ただし、図表等の表現の都合上、用紙及び記述の方法を一部変更することは可能とする。
- イ 審査の公正を期すため、提案書の副本5部には、事業者名、住所、ロゴマークなど、公募型プロポーザル参加者を特定できる表示を付さないこと。
なお、実施体制図などには、公募型プロポーザル参加者名を「当社」又は「当団体」等と記載すること。

(2) 提案書作成の基本的な考え方

- ア 提案書の冒頭で、本事業を実施するにあたっての考え方を提示すること。
- イ 団体の組織概要（とりわけ当該業務に関係する部署及び人数等）について記載すること。
- ウ 提示した考え方と個別の業務内容との整合性・一貫性に配慮すること。
- エ 本事業の独自性が發揮できる提案とすること。
- オ 個人情報の取組みについて記載すること。

(3) 事業内容及び留意点

令和8年度 あいサポート運動推進事業業務仕様書内容等	提案書の作成に当っての留意点
<p>(1) 「あいサポート運動」に係る出前講座の実施</p> <p>① 学校（②を除く）や企業・団体、地域等の申込団体などに、講師が出向き、テキスト「障害を知り、共に生きる」やDVD「障がいを知り、共に生きる あいサポート研修用ムービー」等を使用し、障害の特性や配慮の仕方などについての研修を実施する。</p> <p>② 子ども向け（小中学生向け）においては、障害当事者との触れ合いの機会ととらえ、障害当事者を講師として、講師と受講者が相互交流できるような体験型の内容（ワークショップ形式など）となるよう、依頼元や講師と調整する。</p> <p>③ あいサポートメッセンジャーの活動促進のため、陪席研修として希望者（あいサポートメッセンジャーや就労支援メッセンジャーなど）が出前講座に参加し、研修の運営方法等について学ぶ機会を提供する。</p> <p>④ 上記①～③については、次の事務を行うものとする。</p> <p>ア　学校、企業・団体、地域等からの要請を受け隨時、実施する。（年間70回（うち②については30回）を見込む。）</p> <p>イ　研修講師及び必要に応じて手話通訳者及び要約筆記者等のリストアップ及び派遣調整</p> <p>ウ　講師への必要経費（謝金、交通費）の支出</p> <p>エ　研修実施に必要な資料等の調製、準備</p> <p>オ　研修に関するアンケートのとりまとめ等（開催通知の発出、発送業務を含む。）</p> <p>カ　依頼元及び講師の許可を得たうえで、あいサポートメッセンジャーや就労支援メッセンジャー（希望者含む）への研修情報の提供。また、陪席を希望するメッセンジャー（希望者含む）の参加調整</p>	<p>講師については、県が管理する研修講師の外、新たな研修講師を派遣することができるよう積算すること。</p> <p>特に、子ども向けの体験型の講座の内容や運営方法など、より効果的に障害について理解を促進する方法について提案すること。</p>
<p>(2) あいサポート研修の実施</p> <p>一般県民を対象とした集合研修の企画及びそれぞれ必要な講師の派遣等の調整及び研修の実施（年間2回を見込む。）</p> <p>① 研修会場の確保</p> <p>※会場は、原則として研修実施の前後1時間 を含めて確保すること。</p> <p>② すべての研修について、オンライン形式と集合形式のハイブリッド型で実施し、実施に係る通信環境等の整備も行う。</p> <p>③ 研修講師及び必要に応じて手話通訳者及び要約筆記者等のリストアップ及び派遣調整</p> <p>※講師の調整は、研修実施の2カ月前には終えること。</p> <p>④ 会場経費及び講師への必要経費（謝金、交通費）の支出</p> <p>⑤ 研修実施に必要な資料等の調製、準備</p> <p>⑥ 研修に関するアンケートのとりまとめ等（開催通知の発出、発送業務を含む。）</p>	<p>各研修の具体的な研修内容や手法、募集方法、講師選定等を提案すること。</p>
<p>(3) あいサポートメッセンジャー、就労支援メッセンジャーの養成及びフォローアップ</p> <p>① 過去に養成したあいサポートメッセンジャーまたは就労支援メッセンジャー及び令和8年度以降にあいサポート研修を受講した者のうち、研修講師になることを希望する者に対し、研修の陪席、企画・運営等のフォローアップ、メッセンジャー間の交流や意見交換のための取り組みについて、提案・実施すること。</p> <p>② 就労支援メッセンジャー及び就労支援メッセンジャーになることを希望する者に対し、企業・団体内での活動につながるサポートや、学びの場の提供について提案・実施すること。</p> <p>③ あいサポートメッセンジャー及び就労支援メッセンジャー、またはこれからあいサポートメッセンジャー等として活動する意欲のある者に対する、スキルアップや、メッセンジャー間の交流や意見交換のための取り組みを企画・提案すること。</p>	<p>あいサポートメッセンジャー及び就労支援メッセンジャーの具体的なフォローの方法について、提案すること。</p> <p>あいサポートメッセンジャー及び就労支援メッセンジャー等に向けたスキルアップや交流機会について提案すること。</p>

(4) 養成したあいサポートメッセンジャー及び研修講師の個人情報管理等。	
<p>(4) あいサポート運動の普及啓発に関する事業の実施</p> <p>① 市町等における、あいサポート運動の主旨に沿った地域への普及啓発、支援者の増加に向けた取組等、支援活動の広がりのための支援を行うこと。</p> <p>② あいサポート運動に係る物品の作成 広報・啓発媒体の作成（チラシ、バッジ等）</p> <p>③ あいサポート一数集計等 定期研修や出前講座により養成したあいサポート一等や、県から連絡のあったあいサポート一数（就労支援メッセンジャー等が自己的企業・団体内で実施したあいサポート企業・団体研修により養成したあいサポート一数等）について、毎月末日集計の上、翌月8日までに障害者支援課へ報告すること。</p> <p>④ 企業、団体に対する、県へのあいサポート企業・団体認定申請への働きかけ</p> <p>⑤ その他あいサポート運動の普及に資する事業 あいサポート運動の普及促進を図るため、効果的と考えられる適切な企画を提案、実施すること。</p>	<p>あいサポート運動の普及に資する具体的な取組内容について提案すること</p> <p>企業・団体に対する、県へのあいサポート企業・団体認定申請への働きかけの方法について提案すること。</p>
(5) あいサポート運動企業・団体表彰に関する事業の実施 本件表彰に係る表彰状の調製事務を行うこと。（表彰対象となる企業・団体については県が決定する）	

(4) 見積書について

- ア 詳細な積算内容が分かるようにすること。
- イ 消費税及び地方消費税相当額を明記すること。
- ウ 各研修に係る経費のうち、講師等に対する報償及び旅費については、次のとおり想定していること。

【講師等報償】

(ア) あいサポート研修 (2時間のカリキュラムを想定)

講師 1時間当たり 6,050円

(イ) 手話通訳者等謝金

必要に応じて、手話通訳者等を派遣するものとする。

1時間当たり 3,000円×人数（基本は2人一組）

(ウ) 要約筆記者等謝金

必要に応じて、要約筆記者等を派遣するものとする。

1時間当たり 2,000円×人数（基本は4人一組）

【旅費】

この事業に参加する研修講師、手話通訳者及び要約筆記者に対しては、旅費を支給するものとする。

1人1回当たり見込み 2,310円